

消セ第1421-6号  
令和7年11月11日

一般社団法人日本化粧品検定協会 御中

大阪府消費生活センター  
所長 石田 正之

「事業者向けコンプライアンス（特定商取引法）講習会」の  
開催について（依頼）

日頃から大阪府の消費者行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、事業者による違法、悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とした特定商取引法について、理解を深めていただくため、事業者及び事業者団体の方を対象として講習会を実施しますのでお知らせします。

講習内容は、特定商取引法の対象となる取引類型のうち、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供について、法に基づく行政規制や民事ルールを、判例や処分例などを交えながらわかりやすく解説します。また、令和の改正（交付書面の電子化等）についても解説します。コンプライアンスの取組に直接携わる経営者、法務担当者、教育・研修担当者の方々等、是非ご参加いただきたいと考えております。

御多忙のところ恐れ入りますが、貴団体会員等の皆様へ御周知いただきますようお願いいたします。

《参考》

大阪府ホームページ内に募集案内を掲載しています。

□募集案内ページURL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/moyo/o070120/000009.html>